教育福祉常任委員会議記録

1. 期 日 令和6年9月3日(火)

開会 14 時 19 分 閉会 14 時 49 分

2. 場 所 第1委員会室

3. 付議事件 ① 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書提出の陳情 (令和6年陳情第7号)

- ② 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書を国に提出することを求める陳情 (令和6年陳情第9号)
- ③ 二宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例

(町長提出議案第46号)

4. 出 席 者 一石委員長、古谷副委員長、岡田委員、松﨑委員、前田委員、野地委員 根岸議長

執行者側 ① 健康福祉部長、福祉保険課長、国保年金班長

- ② 健康福祉部長、福祉保険課長、国保年金班長
- ③ 町長、副町長、健康福祉部長、福祉保険課長、国保年金班長

傍聴議員 6名

一般傍聴者 0名

5. 経 過

- ① 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書提出の陳情(令和6年陳情第7号)
- ② 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書を国に提出することを求める陳情(令和6年陳情第9号)

委員長

ただいまより教育福祉常任委員会を開会する。それでは初日の本会議で付託された案件について審査する。現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書提出の陳情、令和6年陳情第7号、現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書を国に提出することを求める陳情、令和6年陳情第9号を一括議題とする。これら2つの陳情については、本日は、提出者からの趣旨説明はない。よって、質疑については、執行者側への参考質疑のみとなる。委員の方で、執行者へ質疑のある方はどうぞ。

<執行者側への参考質疑>

田岡

マイナンバーカードの取得率みたいなものが今、町として分かっていれば教えてほしい。

国保年金班長

マイナンバーカードの二宮町の取得率としては 70%を少し超えているといったところになっていて、マイナ保険証については、国

民健康保険加入者であれば取得率が、約59%になっているというところである。

岡田

全国レベルが今8割ぐらいだと聞いているので、ほぼほぼ近い数字になってきているかなと思う。もう1つ、マイナンバーカードとかマイナ保険証の使用上の困りごとで何か、町の方に意見等入っているとかあれば紹介してほしい。

国保年金班長

困りごとやそのマイナンバーカードを使った不具合の問い合わせというものは、最近はほとんどない状況になっている。5 月から毎月不一致のエラーなどの修正をしていくという作業が始まっていて、それもあってか問い合わせが大分少なくなって、ほぼないような状況になっている。

委員長

他の方いかがか。

議長

マイナ保険証に一本化されるということでの、こちらに対する準備体制というのか、二宮町の進捗というのか、内部でやっていることを教えていただいてもよいか。

国保年金班長

12月2日から保険証自体は廃止になるけれども、発行済みの保険証については来年の7月31日までのもので発行していて、それまで使えるようになっている。その後については、マイナ保険証をお持ちでない方には、保険証と同じような記載内容になっている資格確認書というものを交付するようになっていて、そちらの方で保険証の代わりに提示することで、保険診療を受けられるようになっているので、そちらの発行に向けて事務等を進めているというところになる。

議長

それは、移行 100%に向けて、順調に進めそうだという見通しがあるということになるか。それから、あと医療機関の方からこの移行に対する意見というのか、不具合というのか、何か聞いていることがあれば、教えていただけるか。

国保年金班長

まず移行について順調かというところであるけれども、マイナ保険証をお持ちでない方については情報提供がされるようになっているので、それを町のシステムの方に取り込んで、マイナ保険証をお持ちでない方には、全件こちらから職権で資格確認書を郵送する準備を進めているところなので、順調に進んでいるところになっている。医療機関からの直接の意見というのは、具体的にはこちらには今のところない状況である。

福祉保険課長

マイナンバーカードの医療機関での読み取りの不具合があるというような話が、新聞報道でかなり前の段階で出たけれども、今現在は医療機関の方で、順調に読み取りができているというようなお話

もいただいているので、マイナンバーカードを安心して使っていただければと思う。

議長

事務方としては、着々と今やっているということかと思うけれど、 国民保険証廃止、廃止自体に応じられないという住民が、やはりど こか出てくるのではないかという心配をしているけれども、そのあ たりどういうお考えや見解をお持ちか。

国保年金班長

保険証の廃止について受け入れられないというところもあるかと 思うけれども、保険証の代わりとなる資格確認書というものを、マ イナ保険証を持ってない方には発行して、安心して保険診療を受け られる体制を整えていくので、そちらの方は安心していただけるよ うに周知を図っていきたいと思っている。

委員長

他、いかがか。

松﨑

今までのお話を整理させていただきたいのだが、まず来年の7月までは、何人たりとも困らない、という理解でよろしいのかが、1点目。2点目が、それ以降は、ここで求められている両立というものが認められなければ、マイナ保険証を取得してない人は困ったことになるという理解でよいか。

国保年金班長

まず7月31日までというのは、国民健康保険と後期高齢者医療制 度の話であるけれども、現行で発行している保険証の有効期限が7 月31日までになっているので、7月31日までは国民健康保険、後 期高齢者医療制度の方については、マイナ保険証を持っている方に おかれましても保険証がお手元にある状態になる。12月2日からは、 保険証の新規発行がなくなるもので、12月2日以降に加入される方 がいたら、その方におかれましては、マイナ保険証を持っていなけ れば、資格確認書というものを発行して、マイナ保険証を持ってい れば、マイナ保険証で診療を受けていただくといったことになる。 マイナ保険証を持ってない方には資格確認書がお手元に届くので、 国民健康保険、後期高齢者の保険については8月1日からは資格確 認書がお手元に届いて、ご安心いただくようになっている。また社 会保険等におかれましても、廃止から1年間以内であれば、経過措 置で有効期限を設けていて、その間はお手元の保険証を使えるよう になっているというところと、あと資格確認書の移行については社 会保険の組合ごとに運用が異なってくるので、いつということはっ きり言えないけれども、マイナ保険証を持ってない方におかれまし ては、資格確認書がお手元に届くのでご安心して、保険診療を受け ていただくことができる。

松﨑

資格確認書があれば困らないと。未来永劫。

福祉保険課長

はい。資格確認書をいつまで発行するかというところはまだ決ま

っていないが、国保でいえば来年の8月以降、資格確認書かマイナ 保険証かどちらかは必ずお持ちになっているということになるので、 保険診療は確実に受けられるということになる。

委員長

他いかがか。

副委員長

重複するが、再度確認させてほしい。現行の健康保険証と資格確認書は全く同じものということでよろしいか。

福祉保険課長

書かれている内容は全く同じものになる。ただ、保険証はあくまで保険証で資格確認書は書で、書いたものになるからあくまで、書面で確認するものというような扱いになる。ただ、今後その資格確認書を証明書類として使えるような位置付けにしようというような動きは、国の方で出ているようである。国の方で、資格確認書を、要するに個人個人の資格を証明する個人の証明書、身分証明書として使えるような方向性で国の方は動いているというふうなお話も聞いている。

副委員長

では全く同じということで。次に資格確認書を持っている場合、 何かペナルティというか、例えば、マイナ保険証の方に移行してほ しいというような依頼とか、何かそういうものはあるのか。

国保年金班長

ペナルティというものはないけれども、マイナ保険証を使った場合のメリットというのはいくつかあり、初診や調剤の診療の点数が2点下がるといったところで、3割負担でいうと6円程度であるけれども、そういったものであったり、過去の診療データをマイナ保険証を使って本人が同意すると見れたりするので、より効率的、効果的な診療を受けられるという部分のメリットはあるというところになる。

野地

確認したいが、ご答弁されていることは、おそらく国民健康保険としての回答と社保が入り混じっているというところがあったので、改めて確認をしたいと思う。保険証がなくなる来年の7月末だったか、1日だったか、これはどこの社会保険も全部同じその日に切り替わるか。資格確認書がどこの健康保険組合の方でも来るか。そこははっきりしておきたいので、あくまでも国保のことだけというと国民でいうと何人かわからないけども、そこだけもう一回はっきり言ってほしいなと思う。

国保年金班長

先ほどから申し上げている7月31日で更新となるのは、国民健康保険と後期高齢者医療制度の話をしている。社会保険についてはそれぞれ経過期間がいつまで設けられているというところはこちらで把握していないので、その期限に応じて社会保険の方で対応していくということになっている。

委員長

他にないか。なければ、私も質疑を行いたいと思うので、議事進行を副委員長にお願いする。

副委員長

副委員長が委員長を代行する。

委員長

この神奈川県保険医協会の別添資料というので、保険証廃止となれば任意加入のルールの適用となり、強制加入の皆保険制度と背反することになるということがあり、私、非常に気になったのだが、これについて行政の見解というのはどのようなものなのか、お聞かせいただきたい。

福祉保険課長

保険証自体は確かに強制保険になるから、何らかの保険に加入しなければいけないのに、マイナに切り替えることによって、その保険証自体が発行されなくなる。それは少しおかしいのではないかというような主張をされているのだと思う。確かにその通りだと思うが、ただ、今現在、資格確認書ということで、保険証と全く内容が変わらず、保険証の代りになるものを町の方で発行するので、この保険の医療自体は変わらず受けられるということになるので、特に住民の方が不利益を被るというようなものはないと思っている。今後、政府の方でどのような方針を出していくかはわからないところもあるけれども、こういう形で暫くはいくのかなと思っている。

委員長

でも先ほどの話だと、そのマイナ保険証と資格確認書では、やはり少し差があるという、メリットに差があるという話であったか。

福祉保険課長

確かに資格確認書だと、前の受診歴等の照会ができなくなるので、 マイナ保険証を持っていた方が、そういった点では、メリットが出 ることは確かである。

委員長

あと点数も何かあると先ほど言われなかったか。

国保年金班長

点数においても、初診と調剤のときの診療費が2点、マイナ保険 証を使うと下がるというところがあるので、その点でマイナ保険証 を使った方が、メリットが生まれるというところはある。

副委員長

委員長にお戻しする。

委員長

それでは他に質問はいかがか。他に質疑がなければ休憩にして、 傍聴議員の発言を許可する。1回のみでお願いする。

休憩 14時35分 (傍聴議員の質疑:なし) 再開 14時35分

<意見交換>

なし

<討論>

委員長

これより一括討論に入る。

議長

私はこの陳情に対して賛成をする。マイナ制度への優遇であるとかはいいにしても、やはりこの国保保険証廃止に応じられない住民が出てくるのではないかという心配はしている。決め方としてはまだ国民にとって拙速で歪みが大きいところがあるのではないかと私は感じているので、この陳情に賛成する。

く採決>

委員長

それでは最初に、陳情第7号を採決する。陳情第7号を採択すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手少数)

委員長

挙手少数である。よって陳情第7号は不採択とすべきものと決定 した。次にこの陳情の不採択に対する審査意見の作成についてはい かがか。

(「正副委員長に一任」との声あり)

委員長

正副委員長に一任の声があったので、審査意見の作成については正副委員長に一任願いたいと思うが、ご異議ないか。

(「異議なし」との声あり)

委員長

ご異議なしと認める。以上で陳情第7号の審査を終了する。次に、陳情第9号を採決する。陳情第9号を採択すべきものとすることに 賛成の委員の挙手を求める。

(举手少数)

委員長

挙手少数である。よって、陳情第9号は不採択とすべきものと決定した。この陳情の不採択に対する審査意見の作成については、陳情第7号とあわせて、正副委員長に一任願いたいと思うが、ご異議ないか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認める。よってそのように決した。以上で陳情第9 号の審査を終了する。これにて終了する。暫時休憩する。

休憩 14 時 38 分

教育福祉常任委員会議記録

1. 期 日 令和6年9月3日(火)

開会 14 時 19 分

閉会 14 時 49 分

2. 場 所 第1委員会室

3. 付議事件 ① 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書提出の陳情 (令和6年陳情第7号)

- ② 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書を国に提出することを求める陳情 (令和6年陳情第9号)
- ③ 二宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例

(町長提出議案第46号)

4. 出 席 者 一石委員長、古谷副委員長、岡田委員、松﨑委員、前田委員、野地委員 根岸議長

執行者側 ① 健康福祉部長、福祉保険課長、国保年金班長

- ② 健康福祉部長、福祉保険課長、国保年金班長
- ③ 町長、副町長、健康福祉部長、福祉保険課長、国保年金班長

傍聴議員 6名

一般傍聴者 0名

5. 経 過

③二宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例(町長提出議案第46号)

委員長

休憩前に引き続き会議を開く。二宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例、町長提出議案第 46 号を議題とする。執行者側から補足説明があればどうぞ。

健康福祉部長

国民健康保険条例の改正であるが保険証の廃止に伴う改正となる。内容については、福祉保険課長より資料を基に説明をする。

福祉保険課長

それでは二宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、資料をまずご覧いただきたい。

被保険者証の廃止などにより、令和6年12月2日に、国民健康保険法が一部改正されることに伴い、引用条項の整合を図るため、本条例に必要な改正を行うものである。

内容である。二宮町国民健康保険条例第10条に定める罰則規定の改正となる。資料の条文(改正前)をご覧いただきたい。ちょうど中段ぐらいのところである。現在、下線①において国民健康保険法第9条の届け出、下線②で同法第3項及び第4項による、被保険者証の返還についての規定を設けている。

続いて改正内容をご覧いただきたい。①である。法改正により、資格喪失に関わる届け出の規定が第9項から第5項に変わるため、国民健康保険条例においても、第9項を第5項に改める。②である。法改正により、第3項及び第4項の被保険者証の返還に関わる規定が削られるため、国民健康保険条例においても、第3項及び第4項に関わる規定を削る。その他である。施行日については、国民健康保険法の改正と同日の令和6年12月2日となる。なお、経過措置で施行日前にした行為及び施行日の際に、現に発行済みの保険者証の返還を求めた場合は、従前の例によることとなる。説明は以上である。

く質疑>

委員長

これより質疑を行う。質問のある方どうぞ。

議長

10 万円以下の過料ということが、これは例えば、それを求めるのに猶予を置くであるとか、或いはその働きかけに工程があるとか、或いはその金額以下の過料なので、金額の設定も町で決めるとか、その辺りはどうなっているのか教えていただけるか。

国保年金班長

金額の設定については、町独自に実績もないことから定めていないところである。喪失の届け出がされなかったときなどに、過料を求めることになっているが、過料を求めることがないように、喪失届が出されていないと思われる方には届け出の勧奨通知を送るといった対応をさせていただいているところである。以上である。

委員長

他にないか。なければ休憩にして傍聴議員の発言を許可する。

休憩 14 時 46 分

(傍聴議員の質疑:渡辺議員)

再開 14 時 47 分

<討論>

議長

私、先ほどの陳情には賛成をさせていただいた。国保の保険証の廃止に応じられない町民が出てくるのではないかと、少し心配の段階かと思っている。これは、やるべきである自治体の事務ということはわかっているけれども、国保保険証がなくなるということに応じられない人が出ると同時に、この過料のやり方も少しまだ丁寧に決められていないようであるので、この条例の一部改正に反対をする。

く採決>

委員長

それでは、議案第46号を採決する。議案第46号を原案の通り可決すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求める。挙手多数である。よって議案第46号は可決すべきものと決した。これをもって本委員会に付託された案件の審査を終了する。

閉会 14 時 49 分